

令和2年度一般会計補正予算（第11号）について

1. 歳出の補正額

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

8,738万5千円

【主な取組み】

ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給

8,738万5千円

【担当部署：こども未来室】

国の補正予算(予備費)を活用し、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、児童扶養手当受給世帯等に対して臨時特別給付金を再支給する。(国庫 10/10)

【基本給付】推計 1,299 世帯

対象：

- ① 12月11日時点で基本給付支給を受けている者（申請中含む）
  - ・令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
  - ・公的年金の受給等により手当の支給を受けていない者
  - ・コロナの影響で、直近の収入が手当の水準まで下がった者
- ② 12月11日時点で基本給付未申請だが今後追加申請を行う者

支給額：1世帯につき5万円＋第2子以降は1人につき3万円を加算

支給スケジュール 可能な限り早期に支給

2. 歳入歳出予算の補正総額

8,738万5千円

財源内訳

国庫支出金

8,738万5千円

3. 議決日 令和2年12月18日

※事業の詳細については、担当部署へお問い合わせください。